

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象機関	県土整備部 技術管理課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年7月17日、8月6日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	県土整備部 道路整備課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年7月16日、8月6日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件 (収入1)	
1) 歳入について、次のおり収入未済があった。 公正入札違約金 平成30年度分 先数1件 72,848,160円	
(注意事項) なし	

監査対象機関	県土整備部 高速道路推進課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年7月16日、8月6日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	県土整備部 道路管理課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年7月12日、8月6日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	県土整備部 治水課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年7月12日、8月6日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件 (収入1)	
1) 歳入について、次のおり収入未済があった。 ①河川工事等原因者負担金 過年度分 先数1件 35,373,622円	
②雑入(土砂の不法投棄に係る不当利得の返還請求) 過年度分 先数1件 122,630,985円	
③雑入(違約金及び延納利息)	

平成30年度分 先数1件 28,329,210円
(注意事項) なし

監査対象機関	県土整備部 砂防課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年7月23日、8月26日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	県土整備部 都市計画課 (下水道室)
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年7月12日、8月6日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 2件 (収入1、財産1)	
1) 歳入について、次のおり収入未済があった。 ①公正入札違約金 平成30年度分 先数1件 22,889,580円	
②公園負担金 平成30年度分 先数1件 42,921,589円	
2) 緑が丘スポーツ公園用地貸付について、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告がされていなかった。	
(注意事項) なし	

監査対象機関	県土整備部 建築住宅課 (住宅対策室)
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年7月19日、8月6日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件 (収入1)	
1) 歳入について、次のおり収入未済があった。 ①県営住宅使用料 過年度分 341,160,885円 平成30年度分 31,910,040円 合計 先数 970件 373,070,925円	
②県営住宅駐車場使用料 過年度分 2,342,100円 平成30年度分 1,692,600円 合計 先数 202件 4,034,700円	
③県営住宅破損賠償金 過年度分 先数 23件 500,090円	
④県営住宅無断退去者に係る退去修繕費 過年度分 先数 15件 1,414,150円	
⑤県営住宅明渡し不履行損害賠償金 過年度分 先数 4件 1,641,366円	
(注意事項) なし	

監査対象機関	県土整備部 営繕課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年7月23日、8月26日

監査の結果

指商事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象機関	県土整備部 中北建設事務所 (本所)
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年5月20日～22日、6月28日

監査の結果

(指摘事項) なし
(指導事項) 3件 (収入2、財産1)
 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

- ①河川使用料
 過年度分 先数 1件 13,169円
- ②工事契約解除違約金及び前払金返還利息
 過年度分 34,356円 平成30年度分 783,059円
 合計 先数 3件 817,415円
- ③雑入 (用地買収代金の返還を求めたもの)
 過年度分 先数 1件 1,334,000円
- ④道路使用料
 平成30年度分 先数 1件 116円

2) 工事契約解除違約金及び前払金返還利息に係る延滞債権管理簿において、平成30年度の収入についての記載が行われておらず、残額の記載が相違しているものがあつた。
 3) 取得用地に未登記のものがあつた。
 過年度分 76筆 平成30年度分 71筆 合計 147筆

(注意事項) なし

監査対象機関	県土整備部 中北建設事務所 (峡北支所)
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年5月16日～17日、6月27日

監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) 4件 (収入2、財産1、契約1)

- 1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。
 工事契約解除違約金及び前払金返還利息
 過年度分 1,145,556円 平成30年度分 383,853円
 合計 先数 2件 1,529,409円
- 2) 立売買取約において、契約書第5条第1項で「乙(契約の相手方)は、立本搬出作業終了時点で立本搬出撤去完了届を提出するものとする。」としているが、完了届が提出されていなかった。また、同条第2項で「乙は、甲(山梨県知事)から物品の引き渡しを受けたときは、甲に物品の受領証の交付又は受領印の押印をするものとする。」としているが、行われていなかった。
- 3) 取得用地に未登記のものがあつた。
 過年度分 165筆 平成30年度分 8筆 合計 173筆
- 4) 県道北杜ハケ岳公園線に付随する公衆便所及び駐車場の清掃業務委託契約書において、乙(契

約の相手方)は業務管理者を定めて書面をもって甲(中北建設事務所長)に通知することとしているが、通知がされていなかった。
(注意事項) なし

監査対象機関	県土整備部 峡東建設事務所
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年5月21日～23日、7月2日

監査の結果

(指摘事項) なし
(指導事項) 2件 (収入1、財産1)
 1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。

- ①河川使用料
 過年度分 8,976円 平成30年度分 390円
 合計 先数 2件 9,366円
- ②工事契約解除に伴う違約金及び延滞利息
 過年度分 先数 3件 805,397円
 ③工事請負契約に係る公正入札違約金
 過年度分 85,480,290円 平成30年度分 75,952,380円
 合計 先数 6件 161,432,670円
- 2) 取得用地に未登記のものがあつた。
 過年度分 221筆 平成30年度分 49筆 合計 270筆

(注意事項) 3件 (支出1、契約2)

監査対象機関	県土整備部 峡南建設事務所
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年5月23日～24日、7月3日

監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) 2件 (収入1、財産1)

- 1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。
 ①河川使用料
 過年度分 1,807,236円 平成30年度分 97,390円
 合計 先数 6件 1,904,626円
- ②延滞金
 過年度分 先数 1件 144,030円
- ③工事契約解除に伴う前払金返還利息
 過年度分 先数 3件 423,466円
- 2) 取得用地に未登記のものがあつた。
 過年度分 700筆

(注意事項) 2件 (工事1、重点事項1)

監査対象機関	県土整備部 富士・東部建設事務所 (本所)
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年5月29日～31日、7月8日

監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) 4件 (収入1、給与2、財産1)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

①道路使用料
 過年度分 先数 1件 10,560円
 ②工事契約解除に伴う前払金返還利息
 過年度分 先数 1件 31,638円

2) 月60時間超の時間外勤務に係る実績の人事給与システムへの入力において、支給割合の区分を誤り(150/100で入力すべきところを125/100で入力等)、時間外勤務手当を過少に支給していたものがあった。

3) 社会保険料に係る雑部金の出納に誤りがあり、残高に過不足が生じていた。

4) 取得用地に未登記のものがあった。

過年度分 442筆 平成30年度分 17筆 合計 459筆

(注意事項) 1件(給与1)

監査対象機関 県土整備部 富士・東部建設事務所(吉田支所)

監査対象期間 平成30年度

監査実施日 令和元年5月27日～28日、7月9日

監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) 2件(財産1、重点事項1)

1) 取得用地に未登記のものがあった。

過年度分 193筆 平成30年度分 14筆 合計 207筆

2) 行政文書の写しの交付に係る現金収納事務において、現金領収簿の書損の用紙は、簿冊のその箇所に残しておかなくてはならないとされているが、4枚複写のうち現金領収書及び現金領収済通知書について、簿冊に残された書損の用紙に綴られていないものがあった。

(注意事項) なし

監査対象機関 出納局 会計課

監査対象期間 平成30年度

監査実施日 令和元年8月9日、8月30日

監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) 1件(重点事項1)

1) 直接収納の取扱いについて、現金領収簿の受払は、現金領収簿受払簿により会計管理者が管理することとされているが、現金領収簿受払簿が作成されていないかった。

(注意事項) なし

監査対象機関 出納局 管理課

監査対象期間 平成30年度

監査実施日 令和元年8月9日、8月30日

監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) なし

(注意事項) 1件(契約1)

監査対象機関 出納局 工事検査課

監査対象期間 平成30年度

監査実施日 令和元年8月9日、8月30日

監査の結果

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象機関 企業局 総務課

監査対象期間 平成30年度

監査実施日 令和元年6月26日～27日、7月29日

監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) 3件(収入1、財産1、物品1)

1) 地域振興事業会計の営業収益について、次のとおり納期限までに納付されていない未収金が生じていた。

丘の公園施設利用料
 平成30年度分 先数 1件 13,500,000円

2) 企業局財務規程第102条第1項において、無形固定資産の減価償却は、当該帳簿原価の百分の百に達するまで行うと定められているが、電気事業会計において平成30年度に取得したCADソフトなど無形固定資産の固定資産台帳において、償却区分が95%までとされており、減価償却額が相違しているものがあった。

3) 地域振興事業会計の平成30年度に取得した全自動飲用水滅菌装置の勘定科目について、機械装置にすべきところ、備品に区分されていた。

(注意事項) なし

監査対象機関 企業局 電気課

監査対象期間 平成30年度

監査実施日 令和元年6月26日～27日、7月29日

監査の結果

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象機関 企業局 発電総合制御所

監査対象期間 平成30年度

監査実施日 令和元年5月14日、6月11日

監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) 1件(給与1)

1) 住居手当の認定において、契約関係の変更が住居届の提出要件となっており、賃借物件の契約当事者である貸主の変更が生じていたが、住居届が提出されおらず、認定されていないものがあった。

(注意事項) なし

監査対象機関 企業局 早川水系発電管理事務所

監査対象期間 平成30年度

監査実施日 令和元年5月31日

監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) 1件(工事1)

1) 奈良田第一・第二発電所導水路補修工事において、変更契約内容が山梨県公共事業ポータル

サイトで公表されていたなかった。
(注意事項) なし

監査対象機関	企業局 笛吹川水系発電管理事務所
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年5月15日、7月2日
指図書事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	監査の結果

監査対象機関	企業局 石和温泉管理事務所		
監査対象期間	平成30年度		
監査実施日	令和元年5月31日		
指図書事項) なし	監査の結果		
(指図書事項) 1件 (収入1)			
1) 営業収益について、次のとおり納期限までに納付されていない未収金が生じていた。			
温泉供給収益収入	13,622,422円	平成30年度分	3,474,796円
過年度分	17,097,218円		
合計	先数 34件		
(注意事項) 1件 (契約1)			

監査対象機関	教育庁 総務課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年7月11日、8月19日
指図書事項) なし	監査の結果
(指図書事項) なし	
(注意事項) 2件 (支出1、契約1)	

監査対象機関	教育庁 福利給与課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年7月10日、8月19日
指図書事項) なし	監査の結果
(指図書事項) 1件 (契約1)	
1) 単価契約である複写サービス提供契約書において、予定数量及び設置機種が記載されていなかった。また、契約解除に関する違約金条項が単価契約のものとなっていたいなかった。 (注意事項) なし	

監査対象機関	教育庁 学校施設課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年7月16日、8月19日
指図書事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	監査の結果

監査対象機関	教育庁 義務教育課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年7月18日、8月19日
指図書事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	監査の結果

監査対象機関	教育庁 高校教育課		
監査対象期間	平成30年度		
監査実施日	令和元年7月31日、8月19日		
指図書事項) なし	監査の結果		
(指図書事項) 3件 (収入3)			
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。			
①教育奨励資金貸付金償還金	13,653,570円	平成30年度分	620,600円
過年度分	14,274,170円		
合計	先数 45件		
②地産改善対策高等学校等奨学資金返還金	19,386,842円	平成30年度分	572,250円
過年度分	19,959,092円		
合計	先数 33件		
③定時開課程等就学奨励金返還金	711,000円	平成30年度分	28,000円
過年度分	739,000円		
合計	先数 9件		

2) 教育奨励資金貸付金の台帳に記載されている債権のうち2件について、貸付を確認できる書類が保存されていなかった。
 3) 地産改善対策高等学校等奨学資金について、奨学資金借付書が提出されていないものが34件あった。
(注意事項) 1件 (支出1)

監査対象機関	教育庁 高校改革・特別支援教育課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年7月30日、8月19日
指図書事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	監査の結果

監査対象機関	教育庁 社会教育課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年7月9日、8月19日
指図書事項) なし	監査の結果
(指図書事項) 2件 (収入1、財産1)	
1) 山梨ことぶき勸学院学習塾(過年度分)に、710,000円の収入未済があった。	
2) 行政財産の目的外使用許可において、許可期間が1年を超えている場合には、許可指令書に使用料改定の規定を付け加えることとされているが、規定されていないものがあった。 (注意事項) なし	

監査対象機関	教育庁 社会教育課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年7月9日、8月19日
指図書事項) なし	監査の結果
(指図書事項) 2件 (収入1、財産1)	
1) 山梨ことぶき勸学院学習塾(過年度分)に、710,000円の収入未済があった。	
2) 行政財産の目的外使用許可において、許可期間が1年を超えている場合には、許可指令書に使用料改定の規定を付け加えることとされているが、規定されていないものがあった。 (注意事項) なし	

監査対象機関	教育庁 スポーツ健康課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年7月11日、8月19日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件 (財産1)	
1) 公有財産事務取扱規則第50条に規定する次の移動報告が行われていなかった。 ①土地の分筆作業に伴う地籍と地種の変更 ②境川自転車競技場敷地用地のための土地貸付期間の更新	
(注意事項) なし	

監査対象機関	教育庁 学術文化財課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年7月12日、8月19日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	議会事務局
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年8月6日、8月8日、8月23日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 2件 (収入1、給与1)	
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 ①政務調査費返還金 過年度分 先数 1件 1,484,250円 ②政務活動費返還金に係る延滞金 平成30年度分 先数 1件 4,056円	
2) 児童手当について、職権に基づく支給額の改定処理において、児童手当事務取扱要領第5条に定める額改定通知書の作成及び受給者への交付が行われていないものがあり、また、当該改定分については、改定後の支給額が受給者台帳に記入されていなかった。	
(注意事項) なし	

監査対象機関	人事委員会事務局
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年6月13日、7月10日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	監査委員事務局
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年6月10日、8月23日
監査の結果	

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象機関	労働委員会事務局
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年6月13日、7月12日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	警察本部
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年7月24日～25日、8月7日、8月23日
監査の結果	

(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件 (収入1)	
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 ①放置違反金 過年度分 先数 2件 33,000円 ②放置違反金に係る延滞金 過年度分 先数 1件 2,500円	
(注意事項) なし	

別紙 2

監査対象機関	教育庁 社会教育課
意 見	ゆずりはら青少年自然の里使用料収納事務委託契約において、指定管理者に使用料の収納を委託しているが、山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例第12条に「前納しなければならない」と規定されている使用料について、前納されていない事案が見受けられた。事務の効率性、利用者の利便性の向上に鑑み、適切な処理方法を検討されたい。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番